

奥会津地域交通マスタープラン策定業務 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

この要領は、奥会津地域交通マスタープラン策定業務において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めたものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名 奥会津地域交通マスタープラン策定業務委託

(2) 業務内容

少子高齢化が著しく進行している奥会津地域において、住民の安全・安心を支える地域交通を確保するため、「奥会津地域交通マスタープラン」を策定する。

(3) 履行期限 平成24年3月16日（金）

(4) 業務の規模

本業務の参考業務規模として、15,000,000円（税込み）を超えない範囲を想定しています。業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には無効とします。

なお、技術経費率については20%、打ち合わせ回数は4回とします。

3 参加資格等

技術提案書を提出する際の要件は、次の各号を全て満たすこととします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 評価基準日（平成23年6月16日（技術提案書の審査予定日（一次審査）））※に福島県から入札参加制限を受けていない者であること。

（注）一次審査の開催日については、日程調整等の都合により、変更になる場合があります。

4 業務仕様

- ・ 特記仕様書のとおりです。

5 特定テーマ

- ・ 過疎中山間地域における新たな道路整備指標を設定するための手法について。

6 プロポーザルの評価項目、配点及び評価基準

- ・ 募集要領（別表1）公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準のとおりです。

7 提出及び問い合わせ先

(1) 事務局

〒965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号

福島県会津若松建設事務所 企画管理部 企画調査課

電話： 0242-29-5455 FAX： 0242-29-5459

E-mail：wakamatsu.ken@pref.fukushima.jp

(2) 募集要領等の請求

事務局ウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/aizu/kensetsu/>) からダウンロードできます。これ以外は、

① 請求先及び請求方法

- ・ 応募に必要な書類は、上記(1)の場所において手交します。
- ・ 郵送による配布を希望する場合は、同所在地宛に請求封筒の表に「奥会津地域交通マスタープラン策定業務募集要領等請求用封筒在中」と必ず明記し、返信用の封筒 (A4判用紙20枚程度が入る大きさのものに、140円の郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記) を簡易書留郵便で郵送して請求してください。

なお、各種様式の電子データも希望する場合、保存用の電子媒体を必ず同封すること。

② 配布期間

平成23年5月20日から平成23年5月31日まで (土曜日、日曜日及び祝日は除く。) の9時から17時まで。(郵送による配布を希望する場合は、請求が配布期間内の消印のあるものについて配布する。)

8 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書 (様式2) の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合は、質問書 (様式2) を用い、平成23年5月25日17時までに、上記7(1)の機関に持参、郵送又は電子メールで提出してください。

なお、電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。また、郵送による場合は、提出期限日の消印のあるものまで有効とします。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

平成23年5月30日までに、福島県会津若松建設事務所ウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/aizu/kensetsu/>) に回答書を掲載するとともに、上記7(1)の場所においても配布します。

9 技術提案書の提出について

(1) 技術提案書の提出

- | | |
|----------------------|-------|
| ① 公募型プロポーザル方式提出書類送付書 | 様式4 |
| ② 企業実績表 | 様式5 |
| ③ 業務実施体制 | 様式6-1 |
| ④ 配置技術者業務実績表 (管理技術者) | 様式6-2 |
| ⑤ 配置技術者業務実績表 (担当技術者) | 様式6-3 |
| ⑥ 業務実施方針 | 様式7-1 |
| ⑦ 特定テーマに対する技術提案 | 様式7-2 |
| ⑧ 見積書 | 様式8 |

(2) 提出期限並びに提出場所及び方法

平成23年6月7日17時までに、上記7(1)の場所に1部を持参又は郵送してください。郵送による場合は、平成23年6月7日の消印のあるものまで有効とします。

技術提案書の提出は、1企業で1提案とします。提出後における技術提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

(3) 技術提案書の作成について

次の内容に反する様式の提出があった場合、当該様式に関する評価項目を0点とする。

① 共通事項

ア 上記(1)の様式で作成する。なお、片面使用、横書きとし、1様式で2枚以上の提出は認めない。

イ 様式5~8に記載する文字の大きさは、各様式に記載されている許容最小文字の大きさの見本以上の大きさとする。

② 評価基準日

平成23年6月16日(技術提案書の審査(一次審査)予定日)とする。企業及び配置技術者の実績については、評価基準日までの履行実績とする。

③ 企業実績表(様式5)

評価対象とする実績は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事に関する業務(以下、「公共工事に関する業務」という。)の履行実績とする。

④ 業務実施体制(様式6-1)

ア 業務実施体制に記載した配置予定技術者すべてについて、「業務実績表(様式6-2~4)」を作成のこと。

イ 学識経験者や協力事務所との技術協力もしくは再委託の予定がある場合は、相手先の名称、略歴、業務実績及び協力・委託の具体的内容を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

※ ここで業務の主たる部分とは、業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

⑤ 配置技術者業務実績表(様式6-2~3)

ア 当該業務の配置技術者については、保有資格は技術士又はRCCMとし、科目・専門分野は道路または都市計画及び地方計画とする。

イ 担当技術者は3名まで配置が可能(様式6-1)であるが、評価対象とする技術者は主たる担当者(様式6-3)とする。

ウ 評価対象とする実績は、公共工事に関する業務の履行実績とする。

⑥ 業務実施方針(様式7-1)、特定テーマに対する技術提案(様式7-2)

ア 特定テーマに対しての技術提案を簡潔に記載すること。

イ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

ウ 様式7-1はA4判(縦)片面1枚、7-2については、A3判(横)片面1枚までとする(A4判(横)片面1枚でも間に合う場合にはA4判でも構わない)。

⑦ 見積書(様式8)

ア 業務に要する直接人件費(技術者動員計画)、直接経費、旅費交通費及びその合計を業務内容ごとに作成すること。

イ 技術経費率について工事執行権者の指定があった場合には、その率を使用すること。

ウ 様式で行列に不足がある場合、適宜追加してよい。

10 技術提案書の審査及び委託候補者の選定

次の各号の定めるところによる。

(1) 一次審査

技術提案書の審査は、上記6に定める評価項目に基づき審査し、上位3～5者程度をヒアリング対象者として選定します。審査結果については各提出者に通知します。

(2) 二次審査

一次審査結果にヒアリングによる評価を加えた総合得点から、委託候補者1者を選定します。審査結果については、技術提案書の各提出者に通知します。

(3) 委託候補者には、当該業務内容について、単独随意契約により業務を委託します。

(4) 委託候補者が無効条項等に該当する場合は、契約の締結は行いません。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とします。

(5) 審査（ヒアリング含む。）は非公開で行いますが、技術提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、各提出者の審査結果を様式10により公表します。

11 ヒアリング

ヒアリングは平成23年6月24日頃実施する予定です。

ヒアリングにおいては、様式7-1、2を補完する説明を受けます。新たな資料の配付は認めません。

なお、説明者は業務実施体制（様式6-1）に記載した、管理技術者（主任技術者）として配置予定の者とします。

12 無効

次の各号のいずれか一つに該当する場合、技術提案書は無効とする。

(1) 見積書金額が上記2に定める業務規模の想定金額と大きくかけ離れている場合。

(2) 提出者が上記3に定める参加資格等を満たしていない場合。

(3) 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

(4) 技術提案書の作成様式及び本要領に示された条件に適合しない場合。

(5) 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) 技術提案書の提出から契約までの間に、業務実施体制（様式6-1）に記載した管理技術者又は担当技術者が本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故による場合を除く。

(7) 審査委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。（本要領に示した質問を除く）

(8) ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

13 その他

(1) 提出された技術提案書は返却しません。

(2) 技術提案書の作成や提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担となります。

(3) 技術提案書に虚偽の記載をし、技術提案書が無効とされた場合には、その者に対

して入札参加制限措置を行うことがあります。

- (4) 提出された技術提案書については、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示としますが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもあります。

14 各種様式等

プロポーザルの様式は、以下のとおりです。

① 特記仕様書	様式 1
② 質問書	様式 2
③ 回答書	様式 3
④ 公募型プロポーザル方式提出書類送付書	様式 4
⑤ 企業実績表（同種・類似業業務の実績）	様式 5
⑥ 業務実施体制	様式 6-1
⑦ 配置技術者業務実績表（管理技術者）	様式 6-2
⑧ 配置技術者業務実績表（担当技術者）	様式 6-3
⑨ 業務実施方針	様式 7-1
⑩ 特定テーマに対する技術提案	様式 7-2
⑪ 見積書	様式 8
⑫ プロポーザル審査結果通知書（ヒアリング対象者用）	様式 9-1
⑬ プロポーザル審査結果通知書（ヒアリング非対象者用）	様式 9-2
⑭ プロポーザル審査結果通知書（委託候補者用）	様式 9-3
⑮ プロポーザル審査結果通知書（非選定者用）	様式 9-4
⑯ 公募型プロポーザル方式審査結果書	様式 10
⑰ 学識経験者意見聴取書	様式 11

15 その他

関係資料の閲覧は下記の通りです。

- (1) 閲覧できる資料
「平成22年度奥会津地域交通マスタープラン基礎調査報告書」
- (2) 閲覧場所は、上記7（1）の執務室とし、資料の貸し出しや指定された場所以外への持ち出しはできません。
- (3) 閲覧場所で、デジタルカメラ等による資料の撮影は認めますが、複写機（コピー機）でのコピーは認められません。
- (4) 資料の閲覧を希望する場合は、必ず事前に上記7（1）の問い合わせ先と閲覧時間等の調整をお願いします。
なお、閲覧期間は平成23年5月20日から平成23年6月7日までの土日を除く9時から17時までとします。

別表 1

公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表

1. 企業の実績

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
企業の実績 10点	①業務遂行技術力	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間に同種業務実績が3件以上ある場合 	5点
		<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間に同種業務実績が1～2件または類似業務実績が3件以上ある場合 上記に該当しない場合 	3点 0点
		得点	／5点
		【評価基準】 <ul style="list-style-type: none"> 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事に関する業務（以下、「公共工事に関する業務」という。）の履行実績を評価の対象とする。 評価にあたっては、同種業務実績を優先とする。 同種業務、類似業務の定義はプロポーザル審査委員会で審議する。 	
	②当該地域における業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間に管内における業務実績がある場合 	5点
		<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間に県内における業務実績がある場合 上記に該当しない場合 	3点 0点
		得点	／5点
		【評価基準】 <ul style="list-style-type: none"> 公共工事に関する業務の履行実績を評価の対象とする。 評価にあたっては、管内における実績を優先に評価する。 複数管内にまたがる業務においては、関係する管内で実績があれば管内実績があるものと見なす。 	
		合計	／10点

2. 配置技術者の技術力

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点															
配置技術者の実績 45点	注1 下記の各配置技術者を評価対象とする。なお、担当技術者が複数名配置される場合、主たる担当技術者1名を評価対象とする。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種別</th> <th>測量</th> <th>調査</th> <th>土木設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td colspan="2">主任技術者</td> <td>管理技術者</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td colspan="3">担当技術者</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>社内審査員</td> <td colspan="2">照査技術者(注2)</td> </tr> </tbody> </table>			業務種別	測量	調査	土木設計	a	主任技術者		管理技術者	b	担当技術者			c	社内審査員	照査技術者(注2)
業務種別	測量	調査	土木設計															
a	主任技術者		管理技術者															
b	担当技術者																	
c	社内審査員	照査技術者(注2)																
注2 「照査」を必要としない業務内容の場合は、照査技術者を評価対象としない。(その場合、配置技術者の技術力の合計点は45点)																		
注3 「⑤手持ち業務」は、担当技術者のみを評価対象とする。																		
a. 管理技術者の実績 20点	①技術者資格	・ 技術士資格(建設部門道路または都市及び地方計画科目)を有する場合	5点															
		・ 技術士補資格(建設部門道路または都市及び地方計画科目)(技術士第一次試験合格者で未登録の者も可)又はRCCM資格(道路または都市計画及び地方計画部門)(試験に合格したが未登録の者も可)を有する場合	3点															
		・ 上記に該当しない場合	0点															
		得点	/5点															
	②技術研鑽への取組み	・ CPD制度で1年以上継続してポイント(学習履歴単位)を取得している場合	5点															
		・ 上記に該当しない場合	0点															
		得点	/5点															
		③実務実績	・ 過去5年間に同種業務実績がある場合	5点														
	・ 過去5年間に類似業務実績がある場合		3点															
	・ 上記に該当しない場合		0点															
	得点		/5点															
	【評価基準】																	
	・ 公共工事に関する業務の履行実績を評価の対象とする。																	
	・ 評価にあたっては、同種業務実績を優先とする。																	
	・ 同種業務、類似業務の定義はプロポーザル審査委員会で審議する。																	
	④地域精通度	・ 過去5年間に管内における業務実績がある場合	5点															
・ 過去5年間に県内における業務実績がある場合		3点																
・ 上記に該当しない場合		0点																
得点		/5点																
【評価基準】																		
・ 公共工事に関する業務の履行実績を評価の対象とする。																		
・ 評価にあたっては、管内における実績を優先に評価する。																		
・ 複数管内にまたがる業務においては、関係する管内で実績があれば管内実績があるものと見なす。																		
a 小計			/20点															

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
b. 担当技術者の実績 25点	①技術者資格	・ 技術士資格（建設部門道路または都市及び地方計画科目）を有する場合	5点
		・ 技術士補資格（道路部門道路または都市及び地方計画科目）（技術士第一次試験合格者で未登録の者も可）又はRCCM資格（道路または都市計画及び地方計画部門）（試験に合格したが未登録の者も可）を有する場合	3点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点
	②技術研鑽への取組み	・ CPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得している場合	5点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点
	③実務実績	・ 過去5年間に同種業務実績がある場合	5点
		・ 過去5年間に類似業務実績がある場合	3点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点
		【評価基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事に関する業務の履行実績を評価の対象とする。 ・ 評価にあたっては、同種業務実績を優先とする。 ・ 同種業務、類似業務の定義はプロポーザル審査委員会で審議する。
	④地域精通度	・ 過去5年間に管内における業務実績がある場合	5点
		・ 過去5年間に県内における業務実績がある場合	3点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点
【評価基準】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事に関する業務の履行実績を評価の対象とする。 ・ 評価にあたっては、管内における実績を優先に評価する。 ・ 複数管内にまたがる業務においては、関係する管内で実績があれば管内実績があるものと見なす。 	

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
b. 担当技術者の実績 25点	⑤手持ち業務 (契約予定を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務が完成するまで、当該業務の担当技術者に専任できる場合 <ul style="list-style-type: none"> なお、「専任」とは当該業務の契約期間全期間にわたって他の業務（発注者を問わない）に従事せず、当該業務にのみ従事することをいい、他の業務において主任技術者、管理技術者、担当技術者、照査技術者又は社内審査員となっている場合、評価対象とならない 	5点
		<ul style="list-style-type: none"> 上記に該当しない場合 	0点
		得点	/5点
		b 小計	/25点
合計			/45点

3. 業務実施方針

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
業務実施方針 20点	①業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 目的・条件・内容の理解度が特に高く、簡潔に記載されていると認められる場合 	10点
		<ul style="list-style-type: none"> 理解度が高いものの、上記評価対象と比較して、記載内容が難解である場合 	7点
		<ul style="list-style-type: none"> 理解度が一般的な場合 	4点
		<ul style="list-style-type: none"> 上記に該当しない場合 	0点
		得点	/10点
	②実施手順	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施手順が論理的であり、実施フローが合理的である場合 	5点
		<ul style="list-style-type: none"> 業務実施手順が概ね妥当である場合 	3点
		<ul style="list-style-type: none"> 上記に該当しない場合 	0点
		得点	/5点
	③工程の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 各工程で想定される業務量が工程に反映され、実施手順と工程計画に整合が確認できる場合 	5点
		<ul style="list-style-type: none"> 実施手順との整合が認められる場合 	3点
		<ul style="list-style-type: none"> 上記に該当しない場合 	0点
得点		/5点	
合計			/20点

4. 特定テーマに対する技術提案

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
特定テーマに対する技術提案 55点	①的確性 1) 与条件の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 地形、環境、地域特性等与条件の理解度が高く、課題の解決方法についても十分に確認できる場合 	15点
		<ul style="list-style-type: none"> 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合 	10点
		<ul style="list-style-type: none"> 地域特性等の理解はあるものの、一般的な記載となっている場合 	5点
		<ul style="list-style-type: none"> 上記に該当しない場合 	0点
		得点	/15点

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	
特定テーマ に対する技術提案 55点	2) 技術提案	・ 技術提案の内容が、業務に必要な着眼点や問題点、解決方法等が特に優れており、かつ論理的に特定テーマを解説する内容である場合	15点	
		・ 上記の評価対象に比べて、論理的な解説が若干不足している場合。	10点	
		・ 一般的な技術提案となっている場合	5点	
		・ 上記に該当しない場合	0点	
		得点	/15点	
	3) 業務の重要度の反映状況	・ 業務の重要度を考慮し、社会情勢の変化に対応した提案になっている場合	5点	
		・ 業務の重要度を考慮しているが、一般的な理論構成で提案している場合	3点	
		・ 上記に該当しない場合	0点	
		得点	/5点	
	4) 業務の難易度の反映状況	・ 業務の難易度に相応しい提案になっている場合	5点	
		・ 上記の評価対象と比べて、一般的な提案となっている場合	3点	
		・ 上記に該当しない場合	0点	
		得点	/5点	
	②実現性	1) 説得力	・ 提案内容を確実に実現するための手法について、十分に説得力がある場合	5点
			・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	3点
			・ 上記に該当しない場合	0点
			得点	/5点
		2) 裏付けとなる業務実績の有無	・ 企業として提案内容に類似した業務の実績があり、かつ配置技術者の経験から提案内容の実現性が確認できる場合	5点
			・ 企業の実績は無いが、配置技術者の経験から、提案内容の実現性が確認できる場合	3点
			・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点	
③独創性		・ 工学的知見等に基づく前例のない技術提案、複数の既存技術を統合化する等独創的な提案がある場合	5点	
		・ 独創性には若干欠けるが、新たな視点で提案されている場合	3点	
	・ 上記に該当しない場合	0点		
	得点	/5点		
	合計	/55点		

5. ヒアリング

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
ヒアリング 40点	①専門技術力	・ 説明内容が技術提案書の内容をよく補完しており、専門技術を十分に発揮できると認められる場合	30点
		・ 技術提案書の内容は十分であるが、上記の評価対象と比較して説明が若干不足している場合	20点
		・ 技術提案書の内容は十分であるが、一般的な説明内容となっている場合	10点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/30点
	②取組み姿勢	・ 業務の重要度を理解し、技術力を十分に発揮し、積極的に業務に取り組む意欲を感じられる場合	5点
		・ 積極的に業務に取り組む姿勢は感じられるが専門的知見が不足している場合	3点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点
		③コミュニケーション力	・ 質問に対する応答が、明快かつ迅速で、専門的知見に基づきなされている場合
	・ 応答内容に専門的知見が見受けられず、一般的な言葉で説明している場合。		3点
	・ 上記に該当しない場合		0点
	得点		/5点
	合計		/40点

6. 参考見積

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
参考見積	業務コストの妥当性	・ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には無効とする。	—

様式 1

奥会津地域交通マスタープラン策定業務 特記仕様書

1 業務の目的

少子高齢化が著しく進行している奥会津地域において、住民の安全・安心を支える地域交通を確保するため、「奥会津地域交通マスタープラン」を策定する。

2 仕様等

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書に従うほか、福島県土木部制定の「共通仕様書〔業務委託編〕」に従うものとする。

3 業務の対象

検討対象地域は、柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町の5町村とする。

4 業務内容

(1) 地区別懇談会

5町村毎に地区別懇談会を企画運営し、地域の特性と道路の役割などについて取りまとめる。

(2) 奥会津地域における道路整備指標の設定

過疎・中山間地域にける道路整備の指標として、費用対効果（B/C）に変わる新たな指標を設定する。

(3) 広域道路ネットワークの交通戦略の策定

会津縦貫道路や国道289号（八十里）などの道路ネットワークを考慮し、対象地域における道路の位置付けや重要度を評価し、広域的な交通戦略を構築する。

(4) リダンダンシーの確保

5町村内における国県道の複数区間において、通行止めのシミュレーションを実施し、医療、物流、産業、通勤通学などの生活環境に及ぼす影響を分析し、代替路線の重要度を評価する。

(5) 奥会津地域交通マスタープラン及びアクションプログラムの策定

平成22年度に実施した「奥会津地域交通マスタープラン基礎調査報告書」及び、5町村の地域交通政策、将来の道路整備予測、上記（1）～（3）などを踏まえ、マスタープランを策定するとともに、改良系、補修系に分類したアクションプログラムを策定する。

5 貸与資料

- ・平成22年度奥会津地域交通マスタープラン基礎調査報告書
- ・その他当初打合せ時に協議し、必要と認められたもの

6 協議・打合せ

業務打合せは、原則として4回（当初打合せ、中間打合せ2回、成果品納入時打合せ）実施する。

なお、協議打合せの構成は、次表のとおりとする。

	直接人件費に関する構成（人）		
	主任技師	技師（A）	技師（B）
当初打合せ	0.5	0.5	
中間打合せ		0.5	0.5
成果品納入時打合せ	0.5	0.5	

7 電子納品

(1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）：（以下、要領）」を福島県が策定した「福島県電子納品運用ガイドライン（案）【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。

(2) 電子納品の運用にあたっては、「福島県電子納品運用ガイドライン（案）【業務委託編】（平成19年11月）」によるものとし、電子化する範囲は監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。

(3) 成果品は、正1部を金文字黒表紙による製本とし、副2部はA4ファイル綴じとする。また8部を簡易ファイルで提出する。

なお、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で各成果品に添付し納品する。

「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

(4) 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により電子納品に関する要領・基準（案）に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準（案）に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

8 その他

・本特記仕様書及び福島県土木部制定「共通仕様書（業務委託編Ⅰ・Ⅱ）」に定めのない事項、または疑義が生じた場合については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

・受託者は、委託者の意図及び目的を十分に理解するとともに、誠実に業務を行うものとする。

・著作権（版權）は、福島県に属するものとする。